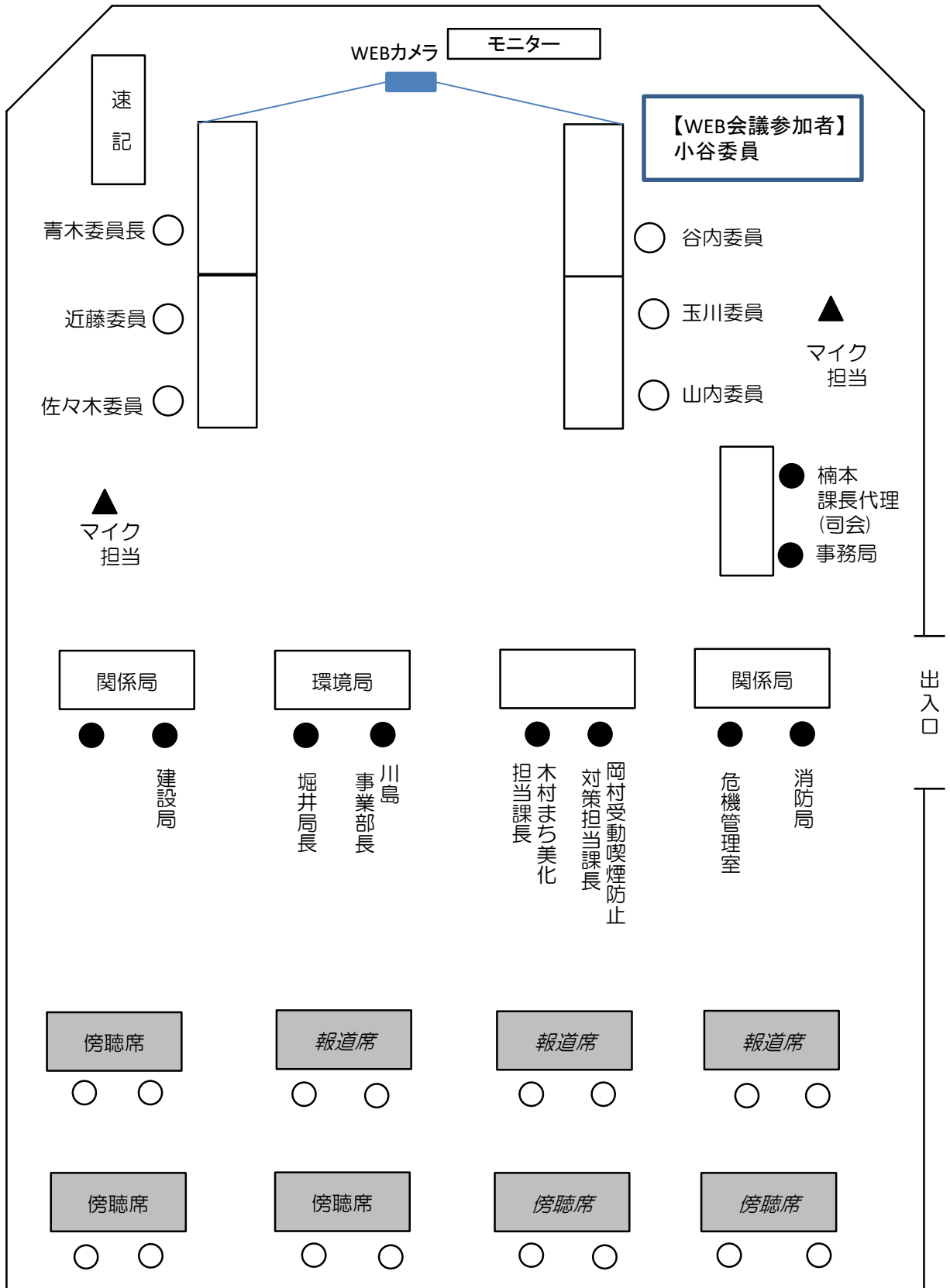


第43回  
大阪市路上喫煙対策委員会配席図

日時：令和5年1月10日(火) 午前10時00分～  
場所：大阪市環境局 第1・2会議室



大阪市路上喫煙対策委員会 委員名簿

令和5年1月10日現在

役 職	氏 名	職 業 等
委員長	あおき よしふみ 青 木 佳 史	弁護士（きづがわ共同法律事務所）
委員長代理	こたに まり 小 谷 真 理	同志社大学政策学部 准教授
委 員	こんどう ゆきお 近 藤 幸 生	公募委員
委 員	ささき くにこ 佐々木 邦子	大阪市地域女性団体協議会 副会長
委 員	たにうち くみこ 谷 内 久 美 子	公益財団法人公害地域再生センター 研究員
委 員	たまがわ ひろこ 玉 川 弘 子	大阪商工会議所 地域振興部長兼万博協力推進室長
委 員	やまうち のりゆき 山 内 憲 之	大阪市PTA協議会 会長

# 効果的な普及啓発方法について

- 1 他都市の先行事例調査
- 2 喫煙者層の動向
- 3 過料徴収の処分状況
- 4 時期・ターゲット別の啓発方法の検討(素案)

令和5年1月10日

大阪市環境局

# 1 他都市の先行事例調査

## (1) 調査方法

区域全域で路上喫煙を禁止している東京都の9区を対象に調査

## (2) 調査期間

令和4年12月7日～23日

## (3) 全域禁止時期など

	本市	東京都								
		千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	新宿区	文京区	台東区	中央区
条例制定	H19. 3. 16	H14. 6. 25	H15. 8	H9. 10. 3	H9. 10. 3	H9. 10. 30	H9. 4. 1	H21. 4. 1	H10. 4. 1	H16. 6. 1
条例改正	R 6 . 3 (予定)	禁止地区を 順次拡大 (全域は H22. 4. 1)	H31. 4. 1	H26. 3. 26	H30. 3. 6	H22. 12. 13	H17. 6. 20	R2. 3. 9	R2. 10. 27	R2. 6. 30
全面禁煙 (改正条例施行)	R 7 . 1 (予定)		H31. 4. 1	H26. 7. 1	H30. 10. 1	H23. 5. 30	H17. 8. 1	R2. 7. 1	R3. 4. 1	R2. 7. 1

# 1 他都市の先行事例調査

## (4) 各都市の回答(1/3)

質問内容	各都市回答
全域の路上喫煙禁止による新たな課題やデメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・私有地(駐車場等)や公開空地での喫煙</li><li>・飲食店前の灰皿の増加</li><li>・苦情等の増加</li><li>・喫煙場所の確保が困難</li></ul>
上記の課題等に対する対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・多種のポスターによる場所に応じた使い分け</li><li>・指導員の増員及び定期巡回</li><li>・苦情場所への掲示物</li><li>・喫煙場所の確保</li><li>・助成制度による民間喫煙所の設置促進</li></ul>
全域の路上喫煙禁止に際しての周知基準等の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・周知基準はない</li><li>・効果的な周知が図れるように状況や場所に応じた掲示物の工夫</li><li>・路面シール</li></ul>
鉄道事業者等への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"><li>・のぼり旗の設置やポスター等の掲示</li><li>・駅周辺の清掃活動メインのキャンペーンを実施</li><li>・駅周辺事業者としてのキャンペーンへの参加</li></ul>

# 1 他都市の先行事例調査

## (4) 各都市の回答(2/3)

質問内容	各都市回答
区域全域の路上喫煙禁止時の普及啓発の活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ちらし・ティッシュの配布</li><li>・区内喫煙所マップ特設サイト</li><li>・飲食店・商業施設等へのポスター等の配布</li><li>・広報紙・SNS</li><li>・バスでの車内放送等</li><li>・環境浄化活動の実施(不法看板の撤去など)</li><li>・巡回パトロール車でのアナウンス放送</li></ul>
効果的であったと思われる手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・大人数での吸い殻の着ぐるみでのパレード</li><li>・過料徴収・パトロール巡回の強化</li><li>・ポスター・路面シート</li><li>・路上喫煙率調査の公表</li><li>・苦情等への迅速な対応</li></ul>
効果が薄かったと思われる手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ちらしの配布</li><li>・区内喫煙所マップ特設サイト</li></ul>

# 1 他都市の先行事例調査

## (4) 各都市の回答(3/3)

質問内容	各都市回答
区域全域を路上喫煙禁止した際に 既存禁止地域と拡大地域で取組みにメリハリを付けた内容	・住宅地でのアナウンスは夜間時間帯は自粛 ・乗降客数が多い駅周辺でのパトロール強化
外国人への周知方法	・指導員のポケット翻訳機の携帯 ・指導員が多言語で条例が記載したプレートを携帯 ・国際担当課との庁内連携による外国人居住者への周知
たばこ販売店やコンビニ等への働きかけ	・ポスター掲示依頼 ・助成制度の案内 ・苦情店舗への個別訪問・協力依頼
協力団体(地域団体や事業者)への働きかけ	・助成制度の案内 ・活動団体の創設 (区民や町会、企業、教育関係者、区内清掃ボランティア団体、観光・商店街関係者、たばこ販売関係者) ・清掃ボランティア活動への参加依頼

# 1 他都市の先行事例調査

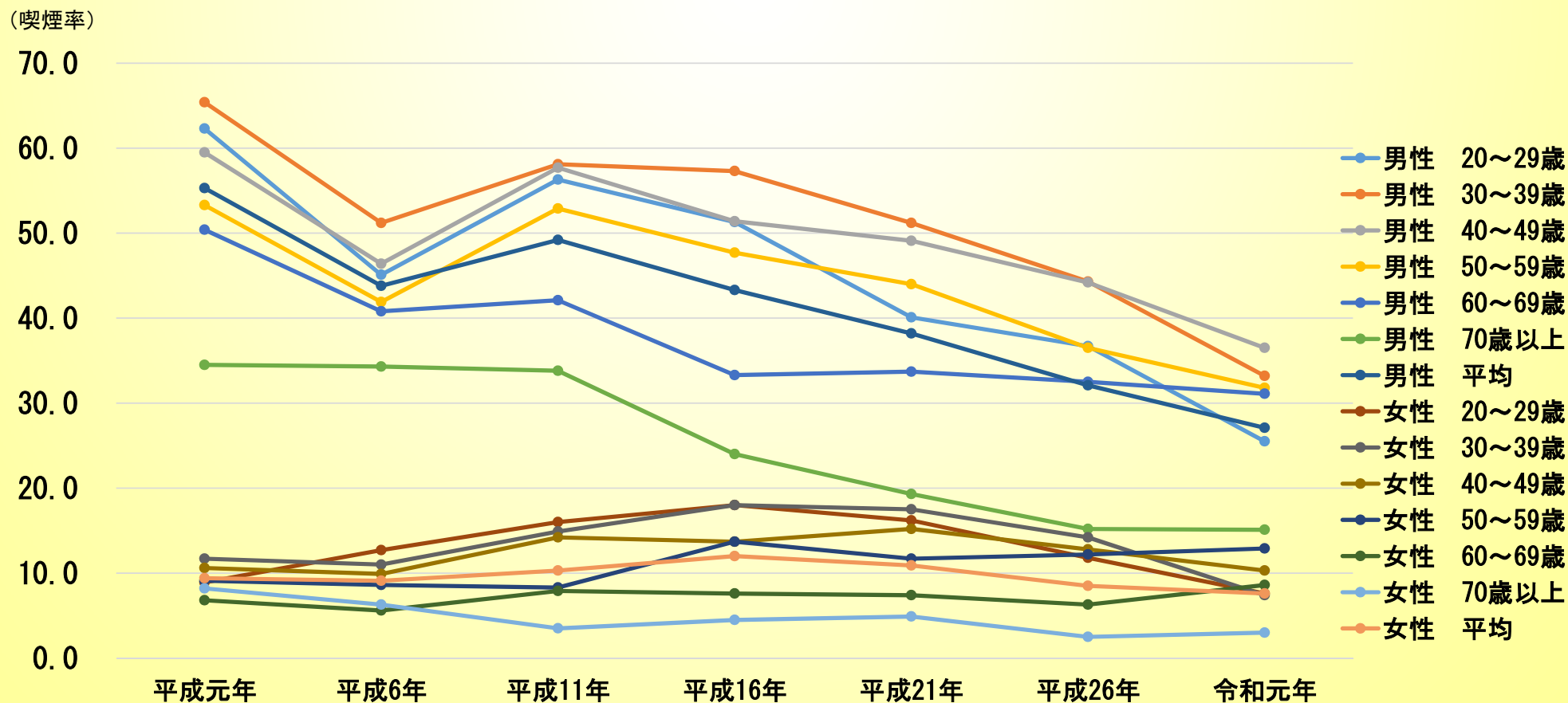
## (5)本市における取組(検討)

活動主体		取組内容
本市	啓発指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員の増員による過料徴収・パトロール巡回の強化 (乗降客数が多い駅周辺など人流に合わせた強化)</li> </ul>
	周知活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の流れを踏まえて効果的な場所に路面シール等の掲示物を掲出</li> <li>・飲食店・商業施設等へのポスター等の配布</li> <li>・ティッシュの配布、SNSや広報紙の活用による周知</li> <li>・巡回パトロール車でのアナウンス</li> <li>・喫煙場所の案内</li> <li>・観光・国際担当との連携</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情等への迅速な対応</li> <li>・助成制度による民間喫煙所の設置促進</li> <li>・公開空地等について協定締結など</li> </ul>
鉄道事業者等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・のぼり旗の設置やポスター等の掲示</li> <li>・バスでの車内放送等</li> <li>・駅周辺事業者としてのキャンペーンへの参加</li> </ul>
たばこ販売店及びコンビニ等 (フランチャイズ協会等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙所整備等補助制度の活用</li> <li>・周知啓発協力など</li> </ul>
協力団体等 (地域活動協議会・商店会・エリアマネジメント団体等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民たばこマナー向上エリア団体活動</li> <li>・周知啓発協力など</li> </ul>



## 2 喫煙者層の動向

### (1) 喫煙習慣者の年次推移グラフ(性・年齢別)



厚生労働省国民健康・栄養調査をもとに作成

※ 令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止

## 2 喫煙者層の動向

### (2) 喫煙習慣者の年次推移(性・年齢別)

#### 男性

(喫煙率, %)

	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	平均
令和元年	25.5	33.2	36.5	<b>31.8</b>	31.1	15.1	27.1
平成26年	36.7	44.3	44.2	36.5	32.5	15.2	32.1
平成21年	40.1	51.2	<b>49.1</b>	44.0	33.7	19.3	38.2
平成16年	51.3	57.3	51.4	47.7	33.3	24.0	43.3
平成11年	56.3	<b>58.1</b>	57.7	52.9	42.1	33.8	49.2
平成6年	45.1	51.2	46.4	41.9	40.8	34.3	43.8
平成元年	<b>62.3</b>	65.4	59.5	53.3	50.4	34.5	55.3

#### 女性

(喫煙率, %)

	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	平均
令和元年	7.6	7.4	10.3	<b>12.9</b>	8.6	3.0	7.6
平成26年	11.8	14.2	12.8	12.2	6.3	2.5	8.5
平成21年	16.2	17.5	<b>15.2</b>	11.7	7.4	4.9	10.9
平成16年	18.0	18.0	13.7	13.7	7.6	4.5	12.0
平成11年	16.0	<b>14.9</b>	14.2	8.3	7.9	3.5	10.3
平成6年	12.7	11.0	9.9	8.6	5.6	6.3	9.1
平成元年	<b>8.9</b>	11.7	10.6	9.1	6.8	8.2	9.4

・近年、若年者層では喫煙率が低下しているため、今後も喫煙率は低下傾向にある。

### 3 過料徴収の処分状況

#### (1) 調査方法

路上喫煙禁止地区における処分状況を集計

#### (2) 調査期間

令和4年4月1日～11月30日

#### (3) その他

・各日2～3班体制で巡回指導



歩きながらの喫煙  
Smoking while walking



道路・公園・広場での喫煙  
Smoking in public outdoor places



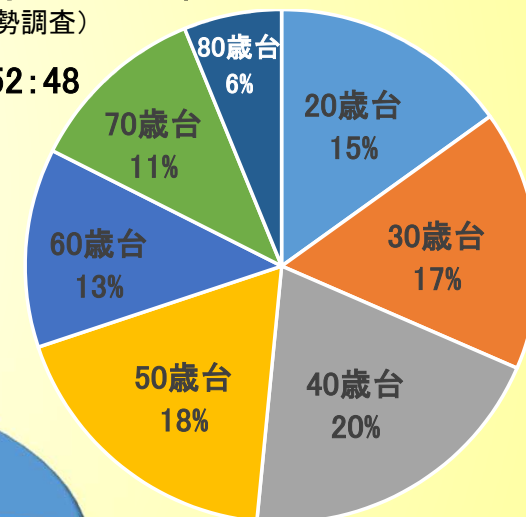
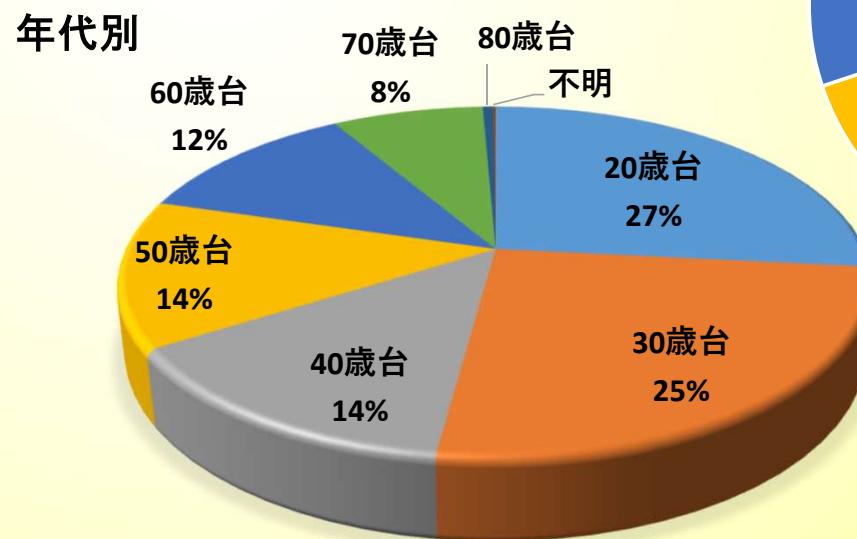
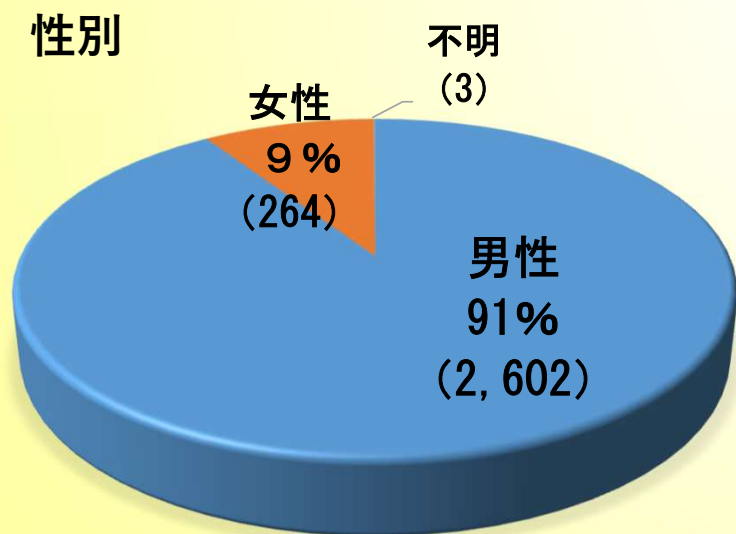
自転車やバイクに乗りながらの喫煙  
Smoking while riding a bicycle

### 3 過料徴収の処分状況

#### (4) 性別及び年代別の処分状況

参考：昼間人口の比率  
(令和2年国勢調査)

男女比 52:48



- ・女性の処分件数は、喫煙率を考慮しても少ない。
- ・20歳台の喫煙率は、30歳台及び40歳台よりも低いにも関わらず、20歳台の処分件数は多い。

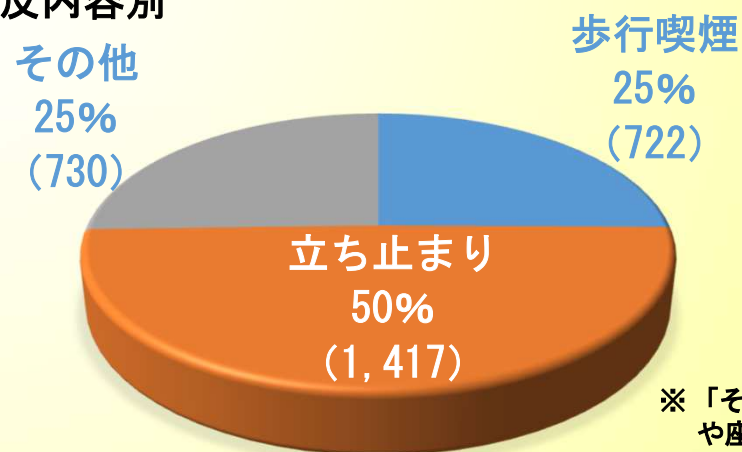
### 3 過料徴収の処分状況

#### (5) 曜日別及び違反内容別の処分状況

曜日別



違反内容別



- ・曜日別の処分件数に大きな偏りは見られない。(水曜日は3班体制での巡回が多い。)
- ・立ち止まって喫煙する人が半数を占めており、喫煙所の整備が進めば、条例違反を未然に防止できる可能性がある。(約9割が「禁止地区とは知らなかった」と回答。)
- ・一方、依然として歩行喫煙も1/4を占めている。

## 4 時期・ターゲット別の啓発方法の検討(素案)

### (1) 令和4・5年度(条例改正前)

取組エリア	ターゲット	啓発目的	啓発方法
①苦情等の対策エリア	周辺での喫煙者	喫煙者の喫煙マナー向上	ポスター掲出
②たばこ市民マナー向上エリアなど	通行者・買い物客など	喫煙者の喫煙マナー向上	ポケットティッシュ配付 ポスター・のぼり掲出
③現行の禁止地区	通行者など	喫煙所付近で喫煙している方の喫煙所への誘導	路面シール・看板 (過料徴収)
④イベント啓発	当年度中に 20歳となるもの	喫煙者・非喫煙者への取組周知	二十歳のつどいにおける ちらし配付・ポスター掲出
⑤学校等での啓発	小中学生	路上喫煙対策の取組周知	副読本による啓発
⑥市内外への発信	YouTube視聴者	喫煙者への禁止対象拡大の事前周知	YouTubeへの動画配信

## 4 時期・ターゲット別の啓発方法の検討(素案)

### (1) 令和4・5年度(条例改正前)

#### ⑦その他

- ・市民たばこマナー向上エリア団体の拡大  
各種団体への協力依頼  
(地域活動協議会・商店会・業界団体・地元企業・  
エリアマネジメント団体など)
- ・喫煙所周辺の方へ喫煙所整備に対する理解・協力要請
- ・助成制度による民間喫煙所の設置促進
- ・公開空地等について協定締結などを検討



## 4 時期・ターゲット別の啓発方法の検討(素案)

### (2) 令和6年4月～12月(条例改正～施行前)

取組エリア	ターゲット	啓発目的	啓発方法
(1)の①～⑦は継続実施			
⑧喫煙所整備周辺エリア	周辺での喫煙者	喫煙所付近で喫煙している方の喫煙所への誘導	喫煙所誘導ポスター掲出
⑨現行禁止地区以外の駅周辺	通行者など	喫煙者への禁止対象拡大の事前周知	ポケットティッシュ配付 路面シール 駅ポスター
⑩市内全域	通行者など	喫煙者への禁止対象拡大の事前周知	巡回車などによるアナウンス
⑪万博関連イベントでの啓発	イベント参加者	喫煙者への禁止対象拡大の事前周知	ポケットティッシュ配付



## 4 時期・ターゲット別の啓発方法の検討(素案)

### (3) 令和7年1月～3月(改正条例施行時)

取組エリア	ターゲット	啓発目的	啓発方法
(1) (「③現行の禁止地区」は除く) 及び(2)は継続実施			
⑧喫煙所整備周辺エリア	周辺での喫煙者	喫煙所付近で喫煙している方の喫煙所への誘導	<u>過料徴収など啓発指導の強化</u> 喫煙所誘導ポスター掲出
⑫街頭イベント啓発 (各区重点地区)	イベント参加者・通行者 など	喫煙者・非喫煙者への取組周知 喫煙者の喫煙マナー向上	ポケットティッシュ配付 着ぐるみによる啓発
⑬クリーンup作戦 (タイアップ)	大阪市一斉清掃イベント参加者	喫煙者・非喫煙者への取組周知	まちの美化活動を通じた意識づけ
⑭鉄道主要駅での期間集中広告	通勤客・観光客	喫煙者・非喫煙者への取組周知	駅周辺等のデジタルサイネージ

## 4 時期・ターゲット別の啓発方法の検討(素案)

### (4)まとめ

	(1) 令和4・5年度	(2) 令和6年4～12月 (条例改正～施行前)	(3) 令和7年1月～3月 (改正条例施行時)	令和7年4月～
喫煙者	①苦情等の対策エリアでのポスター掲出など			
	③現行の禁止地区			
通行人		⑧喫煙所整備周辺エリアでの喫煙所誘導ポスター掲出など		
	②たばこ市民マナー向上エリアでのポケットティッシュ配付など			
		⑨現行禁止地区以外の駅周辺でのポケットティッシュ配付など		
		⑩巡回車などによるアナウンス		
イベント参加者	④各種イベントでのポケットティッシュ配付			
		⑪万博関連イベントでのポケットティッシュ配付		
各種事業者			⑬クリーンup作戦	
観光客等			⑭鉄道主要駅での期間集中広告	
その他	⑤学校等での副読本による啓発			
	⑥YouTubeへの動画配信			

～ 路上喫煙対策は、快適な都市環境の確保につながり、SDGs達成に貢献します。～



たばこの規制は世界的な課題であり、たばこの煙に含まれる化学物質により、周りの人にも悪影響を与えるため、受動喫煙防止などが挙げられます。



路上喫煙による、受動喫煙の被害や、タバコの吸い殻のポイ捨て防止など、都市の環境上の悪影響を軽減することにつながります。



持続性を高めるため、使い捨てや再資源化できない物の利用をできるだけ控える必要があります。たばこのフィルターなどの使い捨て製品の清掃等の責任を、生産者や使用者に求めています。



たばこのフィルターはプラスチック製であり、ポイ捨てされた吸い殻が排水により河川や海に流れ込むことによりプラごみによる海洋汚染につながっています。



路上喫煙対策は、大阪市だけでなく、市民の皆さんや民間事業者などの様々なステークホルダーのパートナーシップのもと、協力することで目標達成をめざします。

いのち輝く未来社会のデザイン

Designing Future Society for Our Lives

いのちを知る

生命系全体の中にある私たちの「いのち」のあり方を確認する。

いのちを育む

宇宙・海洋・大地に宿るあらゆる「いのち」のつながりを感じ、共に守り育てる。

いのちを守る

危機に瀕し、人類は「分断」を経験する。「私」の中の「あなた」を認めるいとなみの行方に、多様ないのちが、それぞれに、護られてゆく未来を描く。

いのちをつむぐ

自然と文化、人と人とを紡ぐ「食べる」という行為の価値を考え、日本の食文化の根幹にある「いただきます」という精神を発信する。

いのちを拡げる

新たな科学技術で人や生物の機能や能力を拡張し、「いのち」を広げる可能性を探求する。

いのちを高める

遊びや学び、スポーツや芸術を通して、生きる喜びや楽しさを感じ、ともにいのちを高めていく共創の場を創出する。

いのちを磨く

自然と人工物、フィジカルとバーチャルの融和により、自然と調和する芸術の形を追求し、新たな未来の輝きを求める。

いのちを響き合わせる

個性あるいのちといのちを響き合わせ、「共鳴するいのち」を共に体験する中で、一人ひとりが輝くことのできる世界の模式図を描く。